

「電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査会」議事録

日 時：平成22年5月24日（金） 14：00～16：10

場 所：TKP虎ノ門ビジネスセンター 2階 カンファレンスルーム2A

出席委員：

大崎委員長、吉岡副委員長、五野委員、大河内委員、亀田委員、岸本委員、渋谷委員、武内委員、中谷委員、前田委員、松尾委員、松島委員、松野（雄）委員、松野（勉）委員、三浦委員、森委員

【1】開会

【2】出席者の確認

16名中、過半数の委員の方々の出席があったことから、会は成立している旨を報告。

【3】新任委員の紹介

今回から参加される委員として（社）日本ガス石油機器工業会の前田委員の紹介があった。

【4】配付資料確認

事務局から配付資料の確認があった。

【5】前回議事録の確認

委員に対し事前に議事録（案）を送付。特段当該議事録案に対し委員からコメントはなく、（案）が外れ議事録となった。

【6】議題（1）：将来的な電気用品安全法に基づく技術基準等体系の在り方について

① これまでの検討状況について

資料3-2に基づき検討作業部会・分科会の吉岡主査から検討状況の説明があった。

その後、特に質疑応答がなかった。

② 技術基準の性能規定化について

資料3-3に基づき技術基準性能規定化分科会の住谷会長から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○森委員

住谷会長が言われるとおり11ページ以降、私たちの規格基準国際化委員会を入れさせていただいている。これを使えば解釈と作業化ができるのは同感だが、正確に言うと透明性・公開性等の様々な機能が現時点では不十分であると思われる。

この分科会等において、この作業計画案で求めているような性能規定化とそれに伴う解釈基準等に役立つためにはどういう条件を整備しておくべきではないか。

○住谷分科会長

14ページの6.3の②にある平成23年度に検討できればと思っている。この作業計画案の5.2以降は少し薄い内容になっている。平成23年度に性能規定化案について、具体的な形を示しながら分科会の場で検討したい。

○森委員

6ページの3.3表4に人間の五感による危険源の特定例があるが、時間経過による劣化による安全は、この五感のいずれかに入るのか。

○住谷分科会長

時間経過による劣化は五感には入っていない。しかしながら、危険源はガイド104に沿っており、こちらの方で時間経過による劣化は入っている。電気協会からも分科会チーム作業で提案して欲しい。

○三浦委員

9ページ4.5「問題点の例」「③イミュニティによる誤動作」のイミュニティとは何か。

○大崎委員長

外部からノイズに対してどこまで耐えられるか示す耐性、能力を「イミュニティ」と言っている。イミュニティが高いとはノイズに対して強いことを意味している。

○三浦委員

それでは、「イミュニティによる」ではなく、「イミュニティに関する」などの表現にしてはどうか。

○大崎委員長

文言については今後の資料で検討する。

危険と障害について、4つのチームとは具体的には何か。

○住谷分科会長

感電、熱、機械、その他危険を含む総合の4チームである。

○松尾委員

ステップ1、ステップ2について。ステップ1は現在の省令をベースに現実的な性能規定化を行い、省令改正まで進めるイメージと考えて良いか。

また、ステップ2についても、この委員会等で検討する考えか。その場合、検討期間はどの程度を考えているのか。

○製品安全課

第1ステップの段階で、技術基準を新たに性能規定化されたものに改正することとなる。時期は、平成24年度を目指しており、その際、現在の省令1項、2項は、解釈規定として活用することとなる。

第2ステップに関しては、14ページの「6. 3. 技術基準の一本化に向けた取り組み」に記載されているとおりである。平成25年度以降は、13ページ図2のような欧州のグループ規格の形、いわゆるニューアプローチ形式としていきたい。

③ 品目大括り化の方向性について

資料3-4に基づき品目大括り化・法令手続合理化分科会の松島会長から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○松野（雄）委員

ネガティブリストの中で特定電気用品をどのようにポジティブリストに指定するのか教えて欲しい。

○製品安全課

特定電気用品をネガティブリスト化することはできない。特定電気用品は、大臣が特に危険又は障害の発生するおそれが多いものを指定するものである。こうしたことから、既に限定列挙で指定されているので、ネガティブリストにはならない。

○松野（雄）委員

ネガティブなものについて特定電気用品はありえないということか。

○製品安全課

基本的にならないと考えている。

○松野（雄）委員

現在の特定電気用品は今後も特定電気用品の扱いとなるのか。

○製品安全課

第2回検討会で審議したように、将来的にリスク情報を活用しながら現在の特定電気用品の区分についても検討することを計画している。

○松野（雄）委員

リスク情報と事故情報は別のものか。

○製品安全課

リスク情報と事故情報は違うもので、リスク情報はガイド51に基づくものを考えている。製品自体がもっているリスク等をガイド51のリスクアセスメント手法で定常的に判断して、我々が定めた一定以上のリスクの高いものを特定電気用品とし、それより低いリスクのものは特定電気用品の対象外にしてはどうかとこれまでの検討会で提案してきたところである。

○岸本委員

18ページ「5. 2品目大括り化で求められる区分、要素」では、電圧や消費電力による区分の例が紹介されている。現行の電気用品安全法では、電気用品名とともに、例えば消費電力が何W以下に限ると規定されている。それでは、ネガティブリスト化では逆に何W以上を除くというイメージになるのか。

○製品安全課

個別電気用品毎の見直しによっては、「何W以下のものに限る」等の規定を削除するものが出てくる。電気用品安全法第2条1項の定義で1号（一般用電気工作物関係）、2号（携帯発電機）、3号（蓄電池）とあるが、今回は1号を検討対象としている。外部から電気を受電してコンセントに挿す電気用品というイメージである。電気用品安全法における一般用電気工作物の定義は、電気事業法で規定されており、直流・交流関係なく600ボルト以下で受電するもので、これに接続される小出力発電設備も含まれるものであるが、このうち、コンセントに挿す電気用品をネガティブリスト化するというイメージでどうかと考えている。

○松尾委員

消費生活製品安全法では使用目的が広いが、今後の見直しでは産業用の電気用品も規制対象に含めるのか。

○製品安全課

今までの電気用品安全法の趣旨から、一般消費者が使用する消費生活用品が前提となるため家庭用に加え、一般消費者が接する業務用製品も対象となる。他方、産業用に関しては、現状の品目で例えば9ページにある表2のテレビジョン受信機（10-10）は産業用テレビジ

ン受信機を除くとなっていることから対象としていないのが現状であるが、業務用、産業用の扱いについて、今後明確にするための検討を行ってまいりたい。

○松尾委員

ネガティブリスト化では産業用電気用品を除くということによいか。

○製品安全課

詳細については、これから検討していくこととしている。

○吉岡委員

リスク情報の適用について、リスク情報と事故情報は当然違うが、事故情報はより有効なリスク情報になるのでリスク情報の中に包含されるという解釈によいか。

○製品安全課

事故情報データベースを使いながら、どういう事故事例が起きたかについては、リスク分析に影響を与えるものである。

④ 技術基準体系等見直し基本計画骨子案について

資料3-5に基づきNITE事務局から説明があった。

その後以下の質疑応答があった。

○森委員

最近アスベストに関して気になる判決があったので電気用品安全法の考え方について確認したい。その判決では第一義的に事業者の責任を認めつつ国にも共同責任があるとの判断が下った。電気用品安全法による取り締まりで国の責任はどこまで係るのか。過大解釈すれば行政も不作為を問われる前に予防措置を進めていくことになりかねない。今後体系を考えていく上で電気用品安全法のあるべき姿をどう考えればよいか。また、現行の技術基準省令を、解釈に落とし、通達に位置づける場合、この通達が変わるたびに省内で法令審査を通すのか。省庁の文書について現状、法令審査は大変時間がかかっているのに、この解釈ができてから施行までに相当時間がかかり、迅速な処理からかけ離れる可能性もあるので引用の仕方等とか工夫の余地はあるのではないか。

○製品安全課

電気用品安全法第1条の条文にもあるように、平成13年の規制緩和で電気用品取締法から電気用品安全法に名前が変わった時に粗悪品の取り締まりから自主的な活動が変わった。規制緩和である自己責任原則をベースとして今まで国が全部やってきたことを、電安法第8条1項にあるように、事業者の責任において確認する仕組みを国が作り、国がそれを監督するように

変える。スキームオーナーである国が事業者に対して自主的にやらせる機能をもって、それが働いているか監視をして問題があれば罰則を下す。今まで一から十まで国の責任でやっていたことを事業者責任に置き換える仕組みを回していくことになる。こうした自主保安体制において何か問題があれば国が機動的に行政措置を行うというのが規制緩和後の官と民の在り方だと思う。

今後は電気用品の安全とは何かということを目指した性能規定を作ることになり、あまりにも漠然としたものでは規制ができないので、安全とは何かをきちんと読める性能規定を策定していくことが基本となる。この解釈通達を商務流通審議官通達として発出こととなり、機動的に対応ができることが期待できる。

【7】議題（2）：電気用品安全法政省令改正について

①電気用品安全法の事故事例等を受けた政省令改正について

資料3-6に基づき経済産業省製品安全課から説明があった。

その後、以下の質疑応答があった。

○武内委員

1ページの1.改正の経緯にある文章「近年事故が散見される製品及び今後事故発生が懸念される・・・」の文言を変えていただきたい。不安全品が出てくるのかと思われる。おそらくLEDを意図されていると思うが、5ページの「今後急速な普及が見込まれる・・・」と同じ文言にしてはどうか。

○製品安全課

電球工業会で製造しているものはしっかりと安全性等が確認されているが、海外から入ってくる粗悪品は事故の発生が懸念される。本日も海外製品に因る事故が起こったとの一報があったが、事故が起こらないと言い切れない状況があるので懸念があるという表現にさせていただいた。

○武内委員

そういうことであれば色々な製品の殆どが事故の懸念があるから電気用品安全法で規定しているし、規定していても事故が起こる。5ページの「今後急速な普及が見込まれる・・・」と説明されていることについてしっかりと対応してもらわないと整合がとれない。

○大河内委員

家庭用テーブルタップの事故について誤使用が多いことは分かるが、2.13事故事例にあるコードが繰り返し椅子の下敷きとなったような場合は、基準の改正によって事故がなくなるのか。

○製品安全課

基本的に電気用品安全法技術基準は基本安全を守っていただく内容になっていて、全く事故をゼロするのは難しい。今回誤使用の事故原因が多いということでその対策として技術基準で対応を予定している。技術基準はある意味一面の対策でしかなくて、

NITEと一緒に正しい使用等に関する普及活動も実施して総合的に誤使用をなくすように努めていきたい。電気用品安全法技術基準がすべてではないことを我々も理解している点をご了解いただきたい。

○大河内委員

身近な人でこのような使い方をして発火事故になった。安価なコードのものに繰り返し椅子で圧迫していたと反省していたが、使い方が良くないと分かっているにもかかわらず誤使用の対策は難しい。

○松野（勉）委員

テーブルタップについて定格電流15Aのものを対象するとあるが、新たに定格電流の固定化をすると定格電流15Aのものしか作ってはいけないと理解してよいか。

○製品安全課

その通りである。現在定格電流10Aとか12Aとか容量の小さいものがある。

口数が多いと繋いでしまうので最大定格電流15Aに固定化することで10Aよりは事故のリスクが減るので容量を固定化しようと考えている。

○松野（勉）委員

○Aタップとテーブルタップの違いは何か。

○製品安全課

○Aタップはテーブルタップを固定化して使う目的で業務用もある。○A機器は省電力のものが非常に多く、○Aタップはそれを繋ぐ目的があり、通常大容量のものを接続することはない。事故情報データでも○Aタップに関するものはそれほど多くない。元々部品自体は規制の対象になっているので、それを合わせた組立て品まで規制することはないとの考えである。

○松野（勉）委員

○Aタップとテーブルタップの違いに分かりにくい箇所があると思うが、いずれより明確に決めていただきたい。

②電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の改正について

資料3-7に基づき経済産業省製品安全課から説明があった。

その後、特に質疑応答はなく製品安全課から補足説明があった。

○製品安全課

資料3-6に関して武内委員からご指摘のあった表現「近年事故が散見される製品及び今後事故発生が懸念される・・・」の文言については同5ページの表現「今後急速な普及が見込まれる・・・」の文言に合わせ、修正させていただく。

また、同資料6ページのテーブルタップ事故件数のグラフについて誤解のないよう申し上げますと、テーブルタップの受付件数が830件でそのうち2ページにあるように事故件数が255件であったということである。

御示唆いただいたOAタップとテーブルタップの違いについて表現ぶりについて、検討させていただきます。

【8】その他

事務局から以下のとおり次回開催予定の説明があった。

○事務局

次回の開催予定について、皆様方の都合を伺ったところ、出席者が一番多い日が7月23日金曜日の午前であった。事務局としてはこの日を次回の開催日として、詳細については追ってご案内申し上げたい。

以上